

民事法（民法・商法）問題紙

A 日程

平成 19 年 10 月 28 日

10 : 00 ~ 12 : 30 (150 分)

(200 点)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、問題を開いてはいけない。
2. 民事法の問題紙は 1 ページから 3 ページである。

科目名	ページ
民法	1 ~ 2
商法	3

3. 解答用紙は、3 枚である。解答用紙の追加は認めない。

科目名	枚数	配点
民法	問題 1 と問題 2 の 2 枚	120 点
商法	1 枚	80 点
合計	3 枚	200 点

4. 解答用紙は 3 枚ともかならず提出すること。
5. 監督者の指示に従い、すべての解答用紙に受験番号と氏名を記入すること。
6. 解答はすべて解答用紙の指定された欄に記入すること。
7. 試験終了まで退室してはいけない。

民 法

(配点 120 点)

問題 1 (60 点)

家具の卸業を営んでいる A は、家具の小売店を営む B との間で継続的な家具の売買契約を締結していたが、B の信用に不安を抱き、平成 18 年 10 月頃、B に対して、今後取引を継続する場合には、継続的な家具の売買契約から生ずる B の債務について限度額を 500 万円とする連帯保証人を立てるよう求めた。

B の妻 C の父親 D は、平成 18 年 6 月頃、老後の介護をしてもらうために、自己の所有する土地を B C に贈与し、その登記申請手続を B に委任し、D 名義の実印、印鑑証明書等必要な書類を B に交付した。B は、これらの書類を用いて B C 共有名義の登記申請手続を終えたが、これらの書類を D に返還することなく、保管していた。

B は、A の求めに応ずるために数人の知人に連帯保証人になるよう依頼したが、すべて断られた。そこで、平成 18 年 11 月に、B は、D の了解を得ることなく、D が B の A に対する債務につき連帯保証人になることを承諾した旨を A に連絡し、D の代理人として、保管していた D 名義の実印を用いて限度額 500 万円の根保証契約書に署名捺印し、保管していた印鑑証明書とともに A に差し入れた。A としては、D とは面識がなかったが、D が B の義父であり、資産家であることを知っていたので、D に対して事前に保証意思を確認することなく、D を連帯保証人とする根保証契約に応じたものであった。

その後の A B 間の家具の売買契約により、B の代金債務は 400 万円に達したが、営業不振のために事実上支払不能の状態にある。

問 1 A は、D に対して 400 万円の代金債務の支払を求めることができるか、理由を付して答えなさい。

問 2 設例において、B が死亡し、C が唯一の相続人として B の地位を承継した後、D が B のした根保証契約を追認も追認拒絶もすることなく死亡し、C が唯一の相続人として D の地位を承継した場合に、A は、C に対して 400 万円の代金債務の支払いを求めることができるか、理由を付して答えなさい。

問題 2 (60 点)

家具製造業者 A と継続的取引関係にある B は、現在及び将来の A に対する債権を担保するために、A 所有の倉庫内にある木材、半製品、完成品の一切の所有権の譲渡を受けた。

問 1 A は、倉庫内にあった完成品を C に売却して引き渡した。B は、C に対してその所有権を主張してその返還を求めることができるか。売却ではなく、贈与であった場合はどうか。

問 2 D は、A に対し木材を売り渡して A の倉庫内に搬入したが、その代金をまだ受領していない。この木材に対する B と D の優劣について述べなさい。

商 法

(配点 80 点)

問題

発起人総代 A は、甲株式会社設立のために、X 1 から設立事務所を賃借し、設立事務員として X 2 を雇い、また X 3 から創立総会の会場を賃借した。甲会社の負担に帰すべき設立費用は 40 万円以内とする旨の定款の定めがあったが（この点については、検査役による調査等、法律上の手続を経ている。） A が負担した債務は総計 52 万円（X 1 に対する債務 35 万円、X 2 に対する債務 10 万円、X 3 に対する債務 7 万円）となった。甲会社は成立したが、まだ、X ら 3 人の債権者に対する債務は支払われていない。この場合、X らは、誰に対して、どれだけの金額について請求することができるか。